

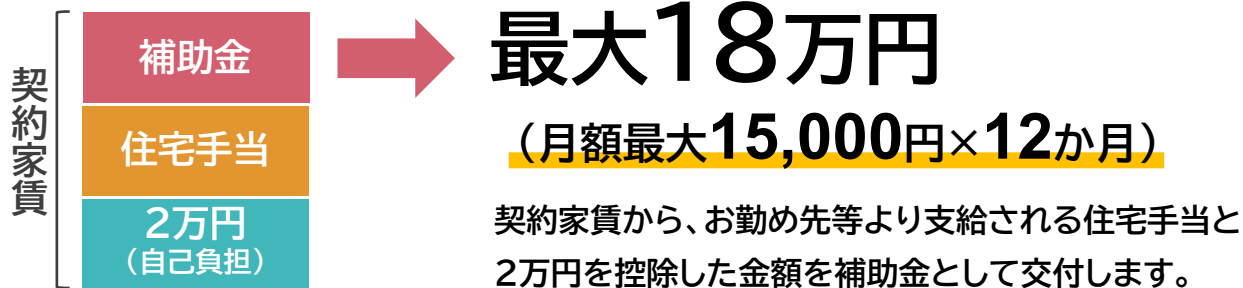


申請月は9月と3月の年2回です

回覧

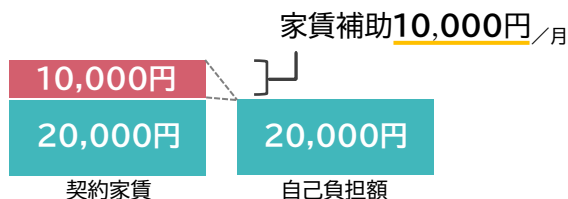
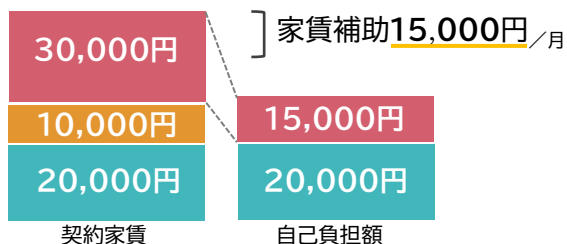
四万十町移住促進家賃支援事業補助金

の申請月となっております！



●家賃が6万円(住宅手当1万円)の場合

●家賃が3万円(住宅手当なし)の場合



補助を受けられる方

本町に転入し、新たに民間の賃貸住宅に入居された方。
ただし、5年間定住する意思があり、その他対象者の要件をすべて満たす方が対象です。

申請について

⚠ 令和7年度から「初回申請は1年以内」に変わりました！
(※令和6年度までは6か月以内)

初回

転入日から1年以内に申請手続きを行う必要がございます。

例) 令和7年3月20日に転入された場合

→ 令和8年3月19日までに申請手続きを行ってください。

2回目
以降

次の申請月の末日までに申請してください。

2回目 初回申請月の次の申請月 3回目 2回目の申請月の次の申請月

(初回申請を1年以内に行ったとしても、次の申請月に申請ができなかった場合は、2回目以降の補助金の交付ができません。)

その他にも要件がございますので、詳細については町のホームページ
または裏面をご覧ください。



民間賃貸住宅家賃助成制度の概要

～四万十町移住促進家賃支援事業補助金～

1. 民間賃貸住宅の定義

自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した町内の住宅をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (ア) 国及び地方公共団体が整備する住宅及び当該職員に貸与する住宅
- (イ) 社宅、寮等の給与住宅
- (ウ) 賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅

2. 対象者の要件

- ① 本町に転入した日から1年以内に、補助金の初回の交付申請を行う方。ただし1年以内の再転入者を除きます。
- ② 新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、世帯全員が住民登録を行い、現に居住されている方。ただし、転勤等により町外への転出が想定される方を除きます。
- ③ 補助金の交付開始日から起算して5年間定住する意思のある方。
- ④ 生活保護法の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑤ 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- ⑥ 世帯全員が暴力団等排除措置対象者でないこと。

3. 助成内容

補助金額は、家賃から住宅手当と2万円を控除した額とし、千円未満の端数を切り捨てます。

また、1か月あたりの補助金額は1万5千円を限度とし、助成期間は12か月を限度とします。

〔家賃〕………賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいいます。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除きます。

〔住宅手当〕…事業主が従業員に対して支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等の月額をいいます。

4. 申請時期

補助金の交付申請手続きは、次に定める期日までに行ってください。

- ① 4月から9月までの入居に係るもの 当該年度の9月末日
- ② 10月から翌年3月までの入居に係るもの 当該年度の3月末日

5. 申請時に必要な書類

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 同意書兼誓約書
- ③ 住宅手当支給証明書
- ④ 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）
- ⑤ 賃貸借契約書の写し
- ⑥ 家賃の支払いを証明する書類

※①～③は、町のホームページからダウンロードできます。

にぎわい創出課窓口、または各地域振興局でのお受け取りも可能です。

※⑥ 銀行口座引き落としの場合は通帳を、現金での支払いの場合は領収書をお持ちください。



四万十町役場 にぎわい創出課 移住定住係

☎ 0880-22-3281

✉ iju-40010@town.shimanto.lg.jp

開庁時間 8:30～17:15

土・日・祝祭日

年末年始12月29日から1月3日までは除く

大正地域振興局 地域振興課 ☎0880-27-0111 / 十和地域振興局 地域振興課 ☎0880-28-5111